

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (令和7年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援等の指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）で、今回公表の数値は、事業主から提出のあった届出件数であり、令和7年10月末時点の届出状況を集計したものである（注1）。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人を雇用する事業所の状況

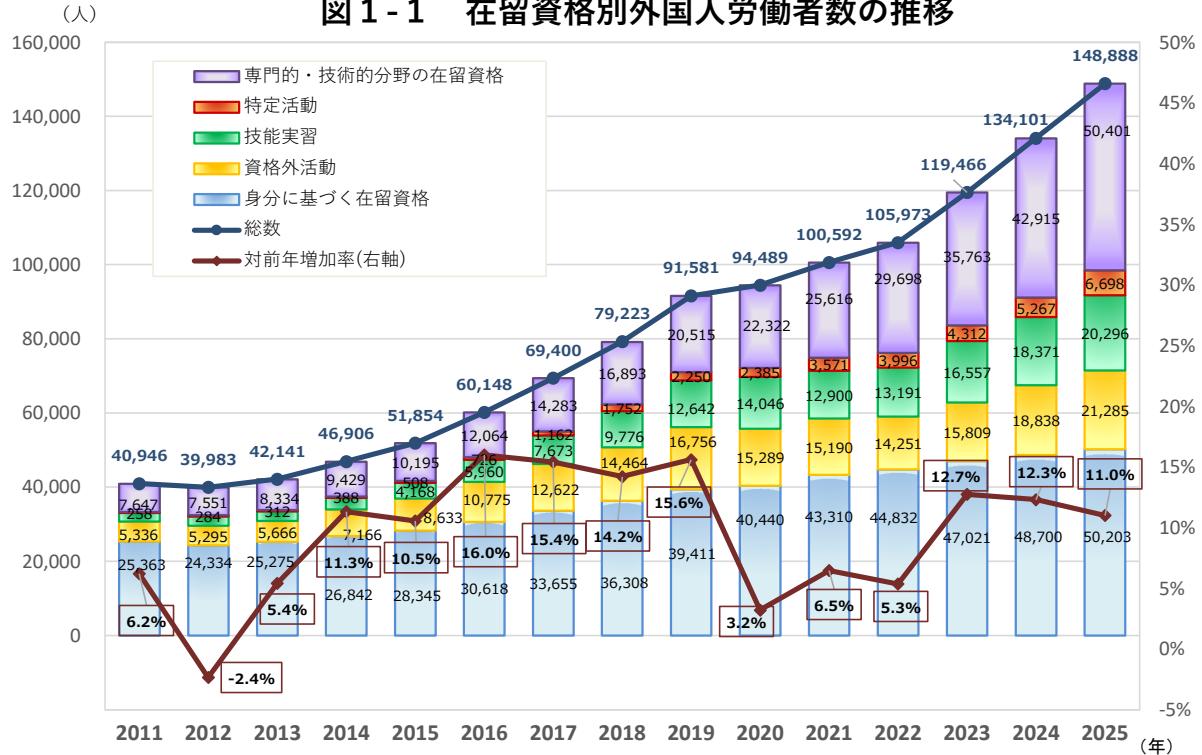
令和7年10月末時点で、外国人労働者数は148,888人、外国人を雇用する事業所数は24,200か所であり、令和6年10月末時点の134,101人、22,384か所に比べ、14,787人、1,816か所増加となった。

外国人労働者数及び外国人を雇用する事業所数ともに届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新した。対前年増加率は、外国人労働者数で11.0%と前年12.3%から1.3ポイントの減少、事業所数で8.1%と前年7.2%から0.9ポイントの上昇となった。【図1-1、参考-1】

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く、全体の21.3%を占める。対前年増加率をみると、「医療、福祉」（22.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」（21.5%）などにおいて高くなっている。【図2-1、図7、参考-6】

（注1）各国の数値は単位未満を、各図の割合の数値は小数点以下第2位を、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図1-1 在留資格別外国人労働者数の推移



注1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注2：「身に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

図1-2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

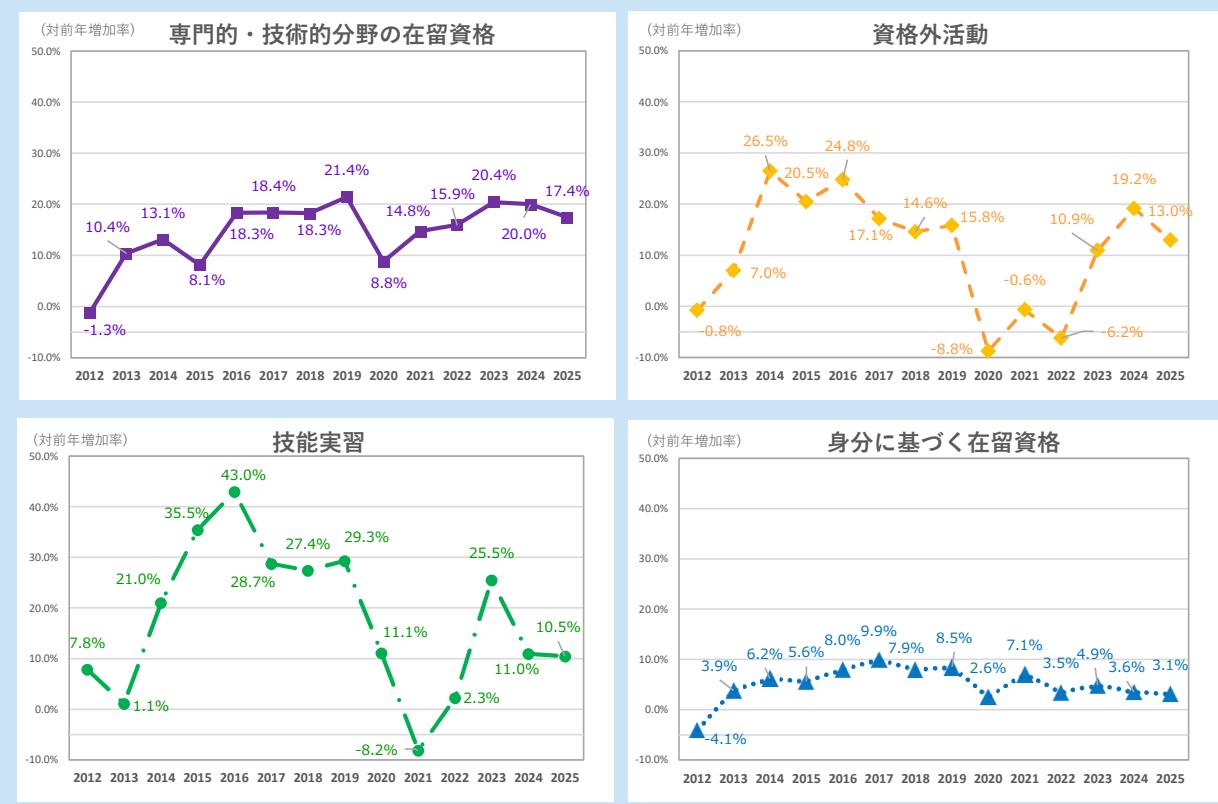


図2-1 産業別外国人労働者数の推移

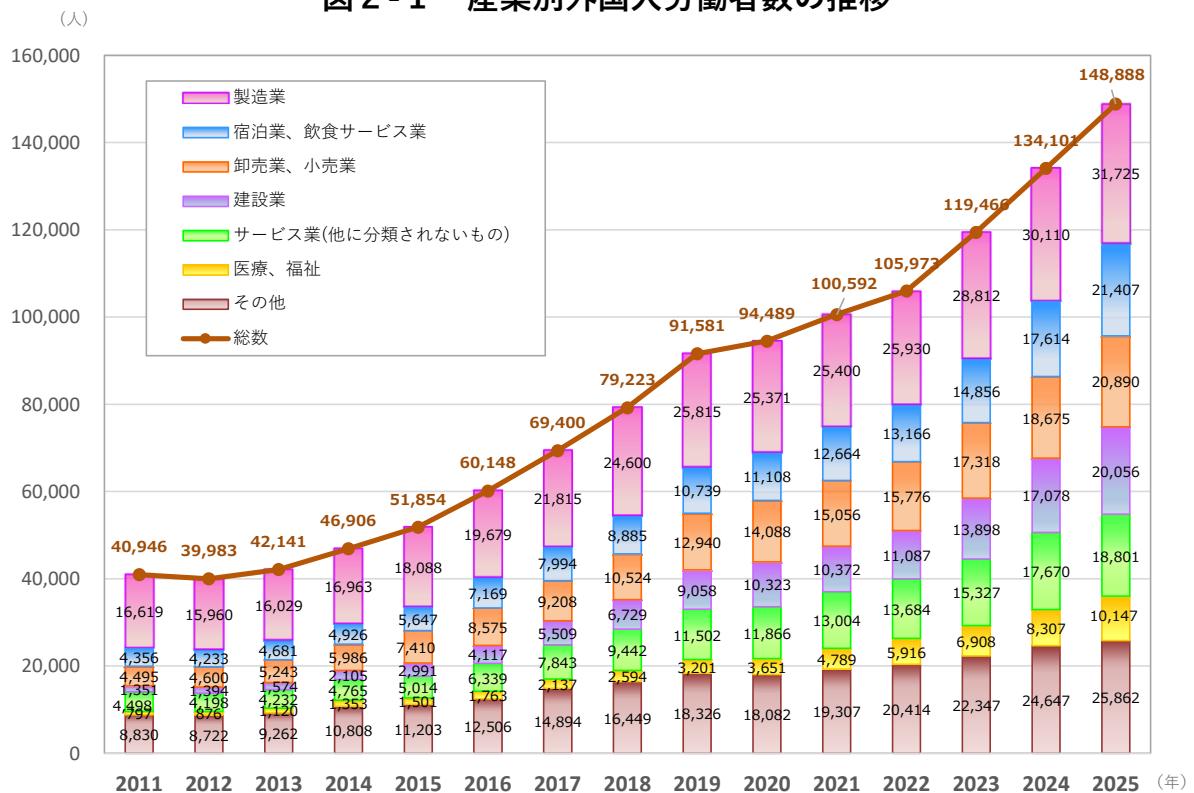
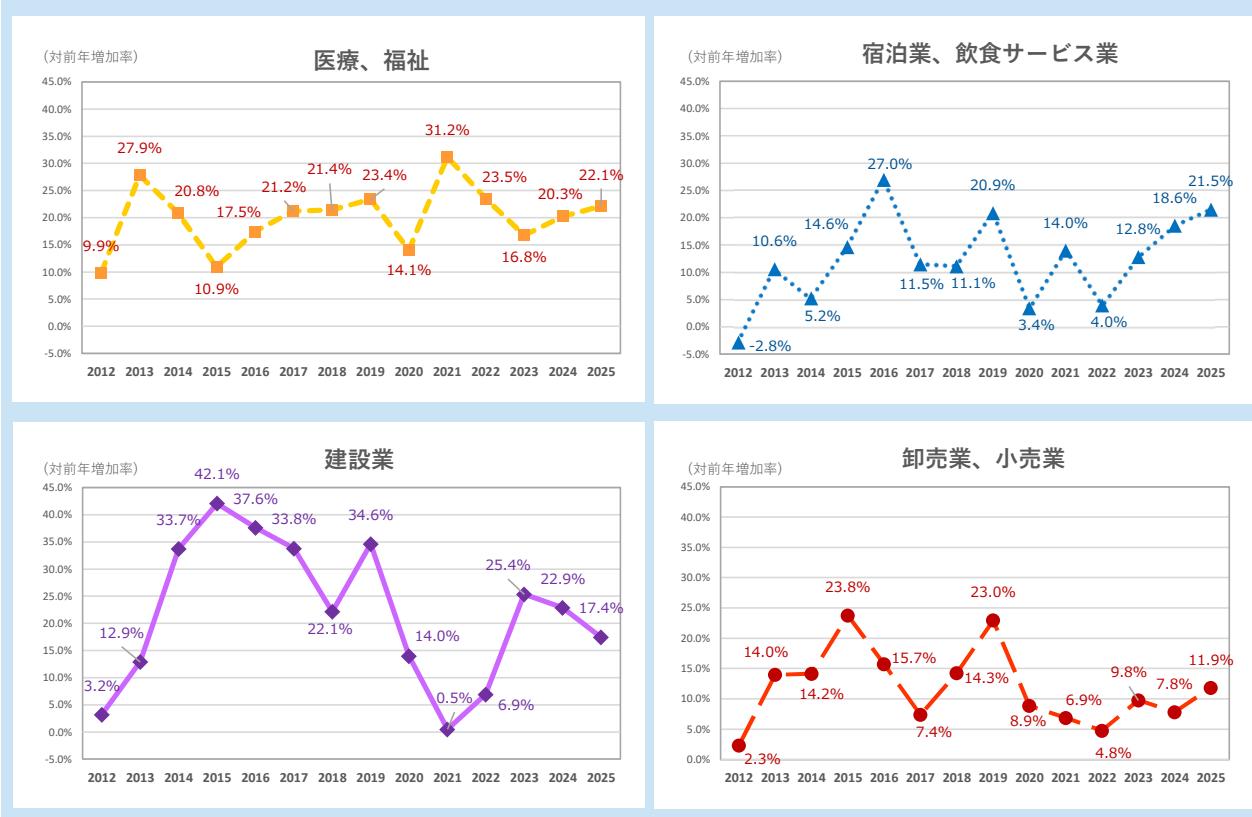


図2-2 増加率の大きい主な産業分野の外国人労働者数対前年増加率の推移



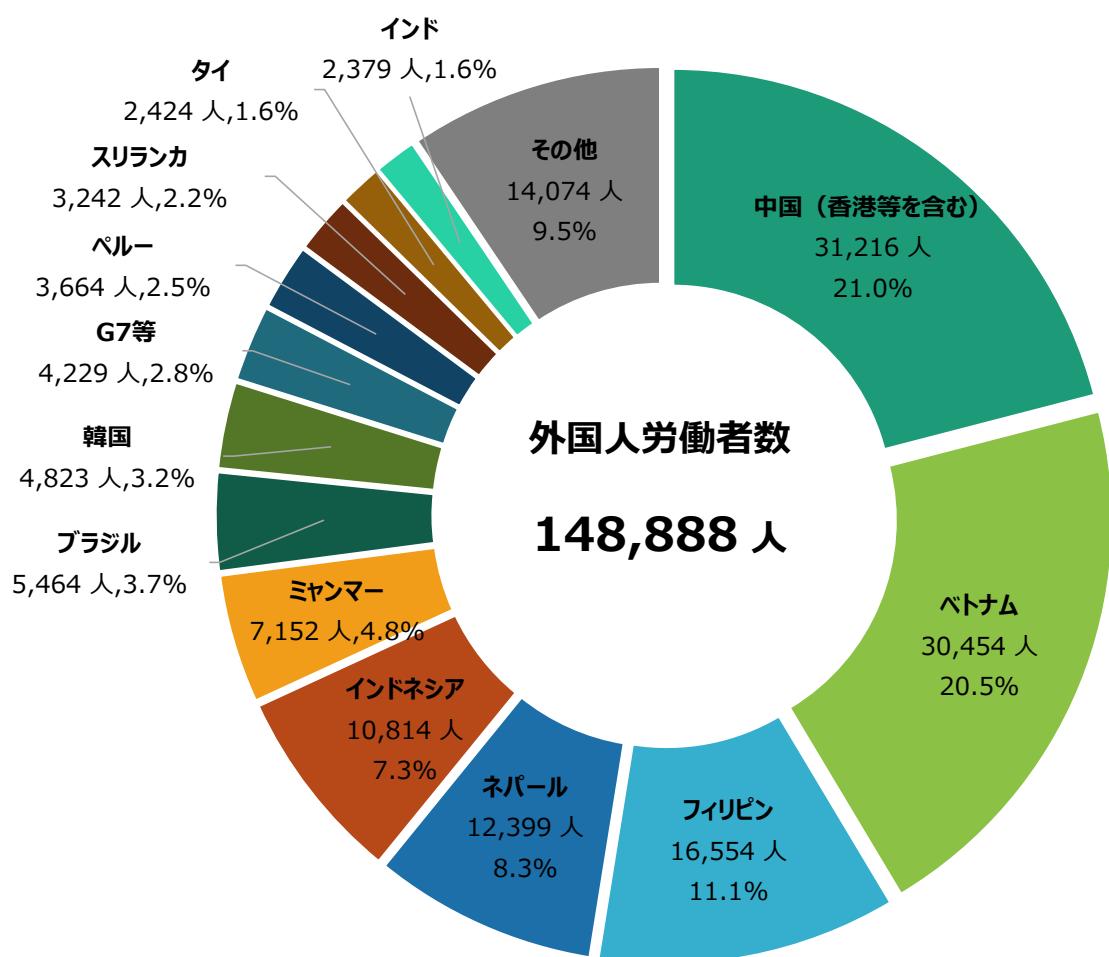
2 外国人労働者の状況

(1) 外国人労働者数を国籍別にみると、中国が最も多く 31,216 人（外国人労働者数全体の 21.0%）

であり、次いで、ベトナム 30,454 人（同 20.5%）、フィリピン 16,554 人（同 11.1%）の順となっている。【図3、別表1、参考-4】

対前年増加率が大きい主な3か国をみると、ミャンマーが 51.8%（2,442人）増加、インドネシア 35.8%（2,850人）増加、スリランカ 30.4%（755人）増加となっている。【参考-4】

図3 国籍別外国人労働者の割合

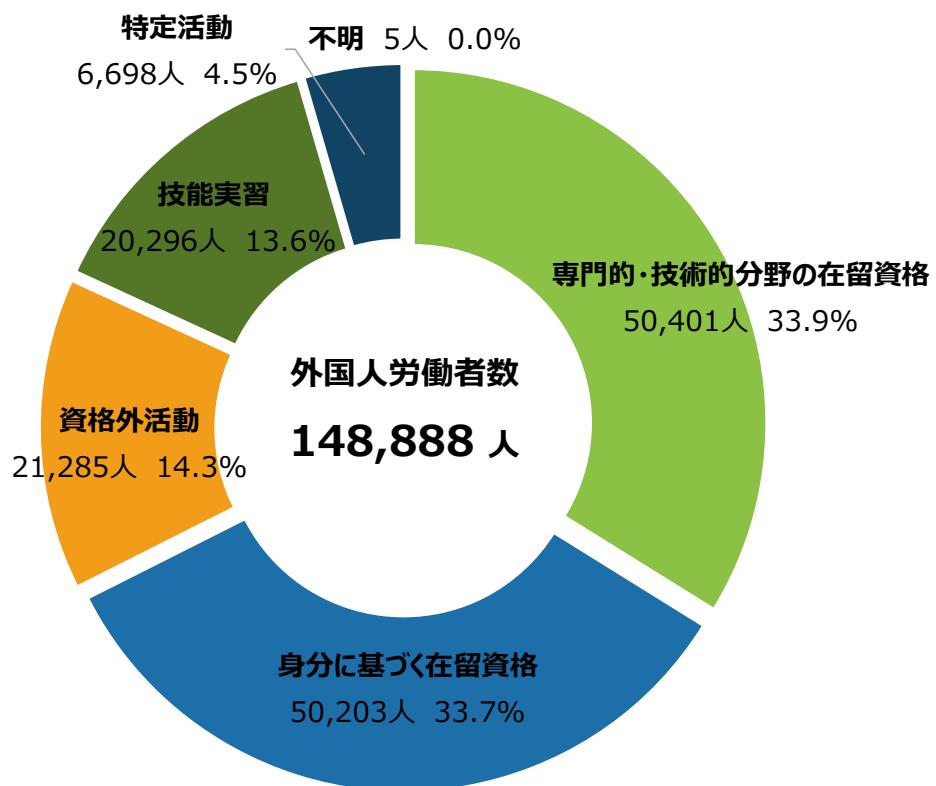


(2) 外国人労働者数を在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」(注2)が最も多く50,401人(外国人労働者数全体の33.9%)であり、次いで、「身に基づく在留資格」(注3)が50,203人(同33.7%)、「資格外活動」(留学を含む)が21,285人(同14.3%)、「技能実習」が20,296人(同13.6%)となっている。【図4、別表1】

前年比では「特定活動」が1,431人(27.2%)増加し、「専門的・技術的分野の在留資格」は7,486人(17.4%)、「資格外活動」は2,447人(13.0%)増加している。【参考-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」(注4)の外国人労働者数は13,437人(前年比で3,892人(40.8%)増加)となっている。【参考-5】

図4 在留資格別外国人労働者の割合



(注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

(注3) 「身に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

(注4) 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。

(3) 外国人労働者数を国籍別に在留資格別の割合をみると、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち技術・人文知識・国際業務の割合が高くなっているのは、インド（外国人労働者総数に対する割合 59.8%）、スリランカ（同 45.4%）、韓国（同 35.2%）、G 7 等（注5）（同 28.3%）となっている。インドネシア（同 28.6%）やミャンマー（同 26.5%）では、うち特定技能での割合が高くなっている。

「身分に基づく在留資格」のうち永住者の割合が高くなっているのは、ブラジル（同 56.5%）やフィリピン（同 45.1%）、中国（同 32.1%）などとなっている。

インドネシア（同 53.0%）、ベトナム（同 30.5%）では、「技能実習」の割合が高く、ミャンマー（同 23.3%）においては、「特定活動」の割合が高くなっている。

ネパール（同 62.1%）やスリランカ（同 34.5%）では、「資格外活動」のうち留学の割合が高くなっている。【別表 1】

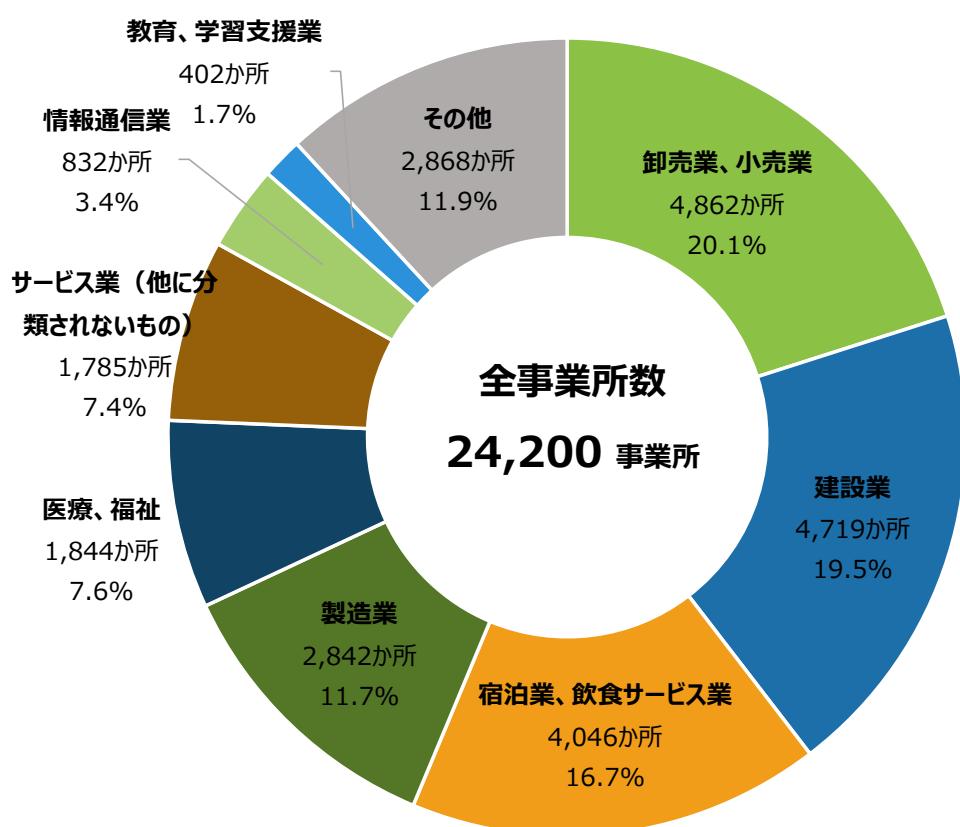
(注5) G 7 等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人を雇用する事業所の状況

(1) 外国人を雇用する事業所数の産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が20.1%、「建設業」が19.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が16.7%、「製造業」が11.7%となっている。【図5、別表4】

また、産業別の対前年増加率をみると、「建設業」13.5%（561か所）増加、「教育、学習支援業」10.7%（39か所）増加、「医療、福祉」9.8%（164か所）増加となっている。【参考-2】

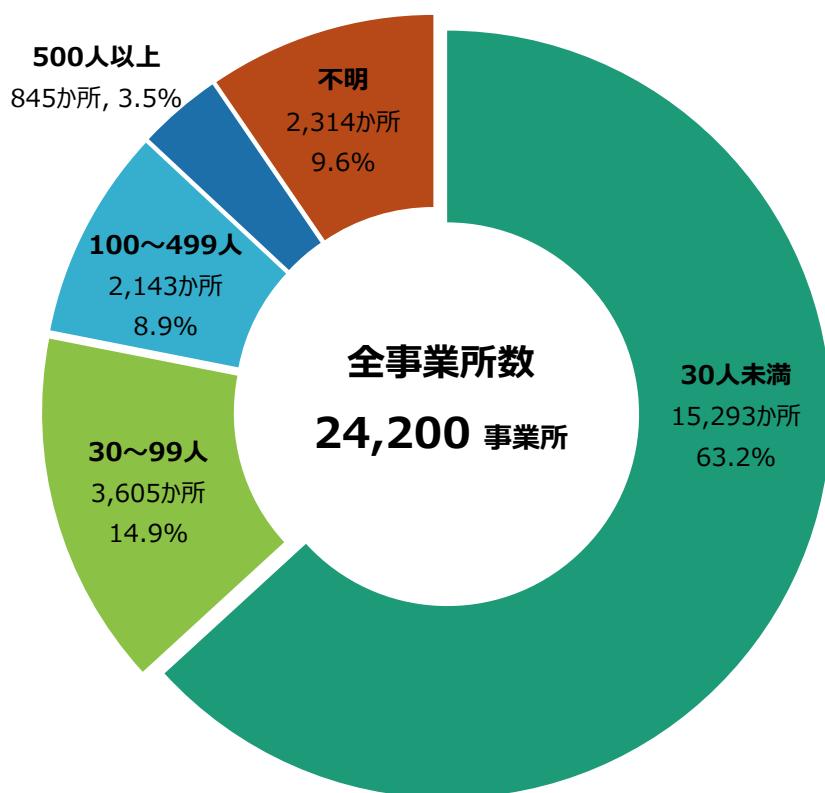
図5 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 外国人を雇用する事業所数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の 63.2% となっている。【図 6、別表 8】

外国人を雇用する事業所数は「30人未満」規模の事業所で前年比 10.2% 増と、増加率が高くなっている一方、「500人以上」規模の事業所では同 1.3% の減少となっている。【参考-3】

図 6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が21.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.4%、「卸売業、小売業」が14.0%となっている。

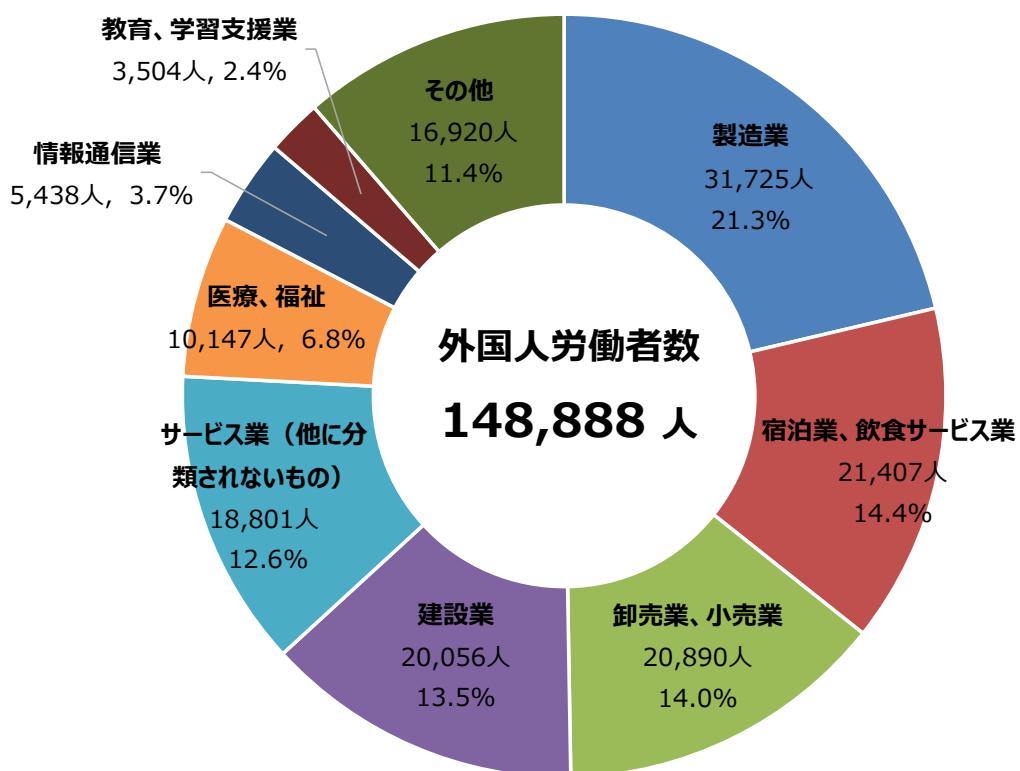
【図7、別表4、5】

(2) 外国人労働者数を在留資格別に産業別の構成比をみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」（在留資格別の外国人労働者総数に対する割合22.2%）、「卸売業・小売業」（同13.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」（同13.0%）となっている。なお、うち「特定技能」では、「製造業」（同29.1%）、「医療、福祉」（同28.4%）、「建設業」（同17.9%）となっている。

「技能実習」では、「建設業」（同50.7%）、「製造業」（同24.9%）となっている。

「身分に基づく在留資格」では、「製造業」（同26.5%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（同15.2%）、「卸売業、小売業」（同14.6%）となっている。【別表6】

図7 産業別外国人労働者数の割合



(3) 外国人労働者数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の37.0%となっている。

【図8、別表8】

図8 事業所規模別外国人労働者数の割合

